

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、令和5年5月現在で14,915人であり、平成17年をピークに減少傾向にある。3区分別の人口の推移は、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少している反面、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行している。

経済センサスによると、本町の産業は、事業所数においては、卸売業・小売業のシェアが高いが、従業者数、売上高及び付加価値額で見ると、製造業が全産業の割合を大きく占めていることから、製造業が中核業種となっている。

現在、少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、限られた労働人口で、現在の生産力を維持・向上させるため、本計画により中小企業者の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を目指す。

(2) 目標

計画期間中に3件の先端設備等導入計画の認定を行うことで、中小企業者の労働生産性の向上を図り、本町の産業基盤の安定・強化と雇用の創出につなげる。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業所の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内の中小企業者による幅広い取組を促す観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、町内におけるすべての地域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、町内におけるすべての業種・事業等とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月19日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②労働者に対し過度な負担を強いる取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、労働者の雇用環境や労働時間に配慮する。
- ③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ④町税に滞納があることが認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な行財政運営への寄与に配慮する。